

年末年始における学生の行動制限について

令和3年12月15日

理事（学生・国際担当）

学生の皆さんが年末年始を迎えるにあたり、現在お知らせしている「学生の行動制限について」を厳守するように改めてお願いします。

併せて、次の対象期間においては、新型コロナウイルスの感染防止のため、下記事項については特に留意してください。

【対象期間：令和3年12月21日（火）～令和4年1月16日（日）】

- 1 年末年始の帰省、成人式への出席等のため県外へ移動する場合においても、新型コロナウイルスの感染防止対策として、不織布マスク着用等十分な感染予防対策を取るとともに、以下の健康管理事項①～③を遵守し、慎重に行動してください。
 - ① 「長崎大学健康管理システム」による自らの健康状態の把握
健康管理システムに毎日入力してください。長崎県外に移動する際には、移動する日の「備考」欄に、地域名、そこでの滞在予定期間を記入し、長崎に戻って来た際にはその日の「備考」欄にその旨を記載してください。
 - ② 行動記録の記載による自らの行動の十分な把握
 - ③ 新型コロナウイルス接触確認無料アプリ COCOA を極力活用した陽性者との接触確認の把握に注意すること。
 - ・ 特に人が集まる場所では作動させてください。
 - ・ 使用しているデバイスにインストールできない場合は「COCOA インストール免除願」を部局長に提出してください。
- 2 感染者（陽性者）となった場合の報告
令和3年12月24日（金）17時30分～令和4年1月4日（火）8時45分の期間中に新型コロナウイルス感染者（陽性者）となった場合には、保健所の指示に従うとともに、所属部局の学務担当にメールで報告すること。
- 3 今後の新型コロナウイルスの感染状況によっては、行動制限を変更（強化）する場合がありますので、大学からの通知を確認し慎重に行動すること。
- 4 新型コロナウイルス感染拡大により大学から制限地域が指定された場合において、年末年始の帰省、成人式への出席等のため当該地域に移動したときは、登学する1週間前までに長崎に戻っておくこと。その際は、新たに「学生の行動制限について」でお知らせするので、確認のうえ厳守すること。